二　第二十八条第三項に規定する帳簿を国土交通大臣等に、第二十九条第三項に規定する書類を所轄特定行政庁に引き継ぐこと。

三　（略）

２　（略）

（構造計算適合性判定の業務の引継ぎ）

第三十一条の十四　指定構造計算適合性判定機関（国土交通大臣等が法第七十七条の三十五の十九第一項又は第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関であった者）は、法第七十七条の三十五の二十一第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　構造計算適合性判定の業務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

二　第三十一条の十第三項に規定する帳簿を国土交通大臣等に、第三十一条の十一第三項に規定する書類を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

三　（略）

２　（略）

（認定等の業務の引継ぎ）

第四十六条　指定認定機関（国土交通大臣が法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定認定機関であった者）は、法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　（略）

二　第四十三条第三項に規定する帳簿及び第四十四条第三項に規定する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三　（略）

（性能評価の業務の引継ぎ）

第七十一条　指定性能評価機関（国土交通大臣が法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定性能評価機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定性能評価機関であった者）は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　（略）

二　第六十八条第三項に規定する帳簿及び第六十九条第三項に規定する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三　（略）

二　法第七十七条の二十九第一項の帳簿を国土交通大臣等に、同条第二項の書類を所轄特定行政庁に引き継ぐこと。

三　（略）

２　（略）

（構造計算適合性判定の業務の引継ぎ）

第三十一条の十四　指定構造計算適合性判定機関（国土交通大臣等が法第七十七条の三十五の十九第一項又は第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関であった者）は、法第七十七条の三十五の二十一第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　構造計算適合性判定の業務を、委任都道府県知事に引き継ぐこと。

二　法第七十七条の三十五の十四第一項の帳簿を国土交通大臣等に、同条第二項の書類を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

三　（略）

２　（略）

（認定等の業務の引継ぎ）

第四十六条　指定認定機関（国土交通大臣が法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定認定機関であった者）は、法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　（略）

二　認定等の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三　（略）

（性能評価の業務の引継ぎ）

第七十一条　指定性能評価機関（国土交通大臣が法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定性能評価機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定性能評価機関であった者）は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　（略）

二　性能評価の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三　（略）

附　則

この省令は、令和七年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中建築基準法施行規則別記第二号様式の改正規定　令和八年一月一日

二　第一条中建築基準法施行規則第十一条の二の三第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の改正規定並びに同項第三号イの改正規定（「規定に基づく認定」を「認定又は法第三十七条第二号の認定（コンクリート又は膜材料に係るものに限る。）」に改める部分を除く。）　令和八年四月一日